

遵守事項

- (1) 提供を受けた資料を介護サービス計画及び介護予防サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。
- (2) 提供を受けた資料を本人の同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、又は提供しないこと。
- (3) 職員その他の従業者又は従業者であった者が、前2号に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 提供を受けた資料を紛失、漏えい等の事故がないように厳重に管理し、万一事故が発生したときは、直ちに市長に連絡すること。
- (5) 本人との居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、施設サービス、地域密着型サービス又は特定施設入居者生活介護サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他資料を所有する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を廃棄すること。

(注) 上記の遵守事項に違反した場合は、今後の資料提供を受けられなくなる場合があります。